

発議案第13号

組織犯罪処罰法の改定（共謀罪法案）に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月3日

八千代市議会

議長 成 田 忠 志 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	印
	同	堀 口 明 子	印
	同	三 田 登	印

提案理由

組織犯罪処罰法の改定（共謀罪法案）に強く反対する。

これが、本案を提出する理由である。

組織犯罪処罰法の改定（共謀罪法案）に反対する意見書

政府は今国会において「組織犯罪処罰法」を改定し、「テロ対策」を名目にした「共謀罪」の新設を狙っている。これは2000年代初めから過去3回にわたり国会に提出されたが、国民の大きな反対により、廃案となってきたものである。

「共謀罪」は、実際の犯罪行為がなくても、相談や計画をしたというだけで処罰される内容となっており、犯罪行為が実行された場合のみを対象とする近代の刑罰法の原則に逆行するものである。「共謀罪」は、明らかに憲法第19条で保障された思想及び良心の自由を侵し、内心を取り締まるものだといわなければならない。

今回、政府は、名称を「テロ等準備罪」に変え、犯罪を目的としている集団に限定し、準備行為がなければ逮捕できないなどと説明し、あたかも「共謀罪」とは違うかのように強調しているが、その危険な本質には変わりはない。

処罰対象については、「組織的犯罪集団」に限るとし、テロ組織、暴力団、薬物密売組織を例示している。しかし金田勝年法相は国会で、「それ以外のものも含まれる場合」があり、何が「共謀」に当たるのかを判断するのは、捜査機関だと述べている。首相も組織的犯罪集団の「法定上の定義はない」と認めている。これは事実上、警察などに、その判断を委ねるというもので、今でも大分県警別府署による労働組合事務所への監視など不当な捜査が行われており、労働組合や市民団体などの運動が対象にならないという保証は何もない。しかも法相は、共謀罪をめぐる捜査の中で、電話や電子メールなどの盗聴を可能にした「通信傍受法」を使うことを将来的に検討することも明らかにしている。犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵される監視社会への道が強まるのは明らかである。

「テロ対策」という口実も崩れている。日本は既にテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法も整備されている。政府が持ち出す国際的組織犯罪防止条約は、麻薬取引など国境を超えた犯罪の取り締まりを目指したものであり、「テロ対策」が目的でないことは明白である。東京オリンピックの開催を理由に国民を欺き、

思想・内心を取り締まる違憲の法律は断じて許されない。

よって、本議会は組織犯罪処罰法の改定（共謀罪法案）に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

法務大臣様